

令和6年6月19日

国土交通省 近畿地方整備局
姫路河川国道事務所 事業対策官 殿

受注者

所在地 兵庫県小野市高田町1756

商号又は名称 株式会社 田村組

代表者氏名 代表取締役 田村 真人

工事成績評定に係る説明請求書

令和6年6月11日付け国近整姫二工第20号で通知のあった工事成績評定の結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

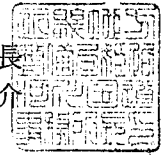
1 工 事 名 加古川上滝野地区樋門築造他工事

2 評定内容に対する疑問点

- ① 「4. 工事特性 I. 施工条件等への対応」において、評定点が「4. 5点」となっています。審査項目別運用表より「12点(6点+6点)」の配点と予想します。
6点の項目として、 II. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応【5. ガス管・水道管・電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事】又は、【6. DID地区での工事】1つ以上のチェックで6点。
IV. 長期工事における安全確保への対応【16. 12ヶ月を超える工期で、事故無く完成した工事】6点 が該当すると思います。
上記が認められる場合、評定点が「5. 7点」になるのではないのでしょうか。

兵庫県小野市高田町1756番地
株式会社 田村組
代表取締役 田村 勇人 殿

近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長
池田 大介



工事成績評定に係る説明書（回答）

令和6年6月19日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明に疑問があるときは、近畿地方整備局長に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は近畿地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名 加古川上滝野地区樋門築造他工事

2 疑問に対する回答

- ・疑問 「4. 工事特性 I. 施工条件等への対応」において、評定点が「4.5点」となっています。考査項目別運用表より「12点（6点+6点）」の配点と予想します。
6点の項目として、II.都市部等の作業環境、社会条件等への対応【5. ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事】又は、【6. DID 地区での工事】1つ以上のチェックで6点。
IV. 長期工事における安全確保への対応【16. 12ヶ月を超える工期で、事故無く完成した工事】6点が該当すると思います。
上記が認められる場合、評定点が「5.7点」になるのではないのでしょうか。
- ・回答 本工事の「4. 工事特性」の評定について「IV. 長期工事における安全確保への対応」の採点の一部に誤りが判明したため、評定を修正いたします。

3 送付先 〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局 技術調整管理官 宛
TEL 06-6942-1141（代）

4 手続き等の
問合せ先 〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術管理課 検査係
TEL 06-6942-1141（代） 内線3326